

魚津市告示第83号

新型コロナウイルス感染症の影響による魚津市国民健康保険税の減免の特例に関する要綱を次のように定める。

令和4年6月9日

魚津市長 村椿 晃

新型コロナウイルス感染症の影響による魚津市国民健康保険税
の減免の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により魚津市国民健康保険税条例（昭和34年魚津市条例第14号）第20条第1項第1号に該当する者の国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(保険税の減免の基準)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯の納税義務者の保険税を減免することができる。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和4年の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる世帯であって、次の各号の全てに該当する世帯

ア 主たる生計維持者の令和4年の事業収入等の減少見込額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が令和3年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 主たる生計維持者の令和3年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円

以下であること。

ウ 主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額からアに規定する減少が見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得を差し引いた額が400万円以下であること。

- 2 前項の規定にかかわらず、主たる生計維持者が国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当する場合は、同条第1項の規定に基づく非自発的失業者に対する給与所得の計算の特例により保険税の額を軽減することとし、前項第2号の規定による保険税の減免は行わない。ただし、当該主たる生計維持者の給与収入以外の事業収入等の減少により前項第2号に該当する場合は、減免することができる。

（減免の対象となる保険税）

第3条 減免の対象となる保険税は、令和4年度の保険税（賦課期日が令和4年4月1日の保険税）であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が設定されているものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までに被保険者の資格取得又は被保険者の住所変更（当該届出書を14日以内に提出した場合に限る。）したことによる令和3年度相当の保険税（賦課期日が令和3年4月1日の保険税）であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものは、減免の対象とする。この場合において、前条、次条、別表及び様式第1号中「令和3年」とあるのは「令和2年」と、「令和4年」とあるのは「令和3年」と読み替えるものとする。

（保険税の減免額）

第4条 保険税の減免額は、第2条各号の区分ごとにそれぞれ次の各号に掲げる額とする。ただし、いずれの基準にも該当する場合は、最も減免する保険税の額が多くなる額とする。

（1） 第2条第1号に掲げる基準による場合 全額

（2） 第2条第2号に掲げる基準による場合 別表の対象保険税額に令和3年の主たる生計維持者の合計所得金額の区分に応じ、減免割合を乗じて得た額（主たる生計維持者が事業等を廃止又は失業した場合には、令和3年の主たる生計維持者の合計所得金額にかかわらず、別表の対象保険税額の全部。）

（減免の申請）

第5条 前3条の規定による減免の申請書は、新型コロナウイルス感染症の影響による魚津市国民健康保険税減免申請書（様式第1号）とする。

2 市長は、前項の申請書に添付し提出すべき書類の内容を、本人の同意を得て公簿等により確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(減免の遡及)

第6条 減免の対象期間中に既に徴収した保険税がある場合について、徴収前に減免の申請ができなかったやむを得ない理由があると市長が認める場合は、遡って減免を行うことができる。

(減免額の端数計算)

第7条 第4条の規定により計算した減免額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り上げる。

(減免の決定)

第8条 市長は、保険税を減免することが適当と認めたときは、減免の額等を新型コロナウイルス感染症の影響による魚津市国民健康保険税減免決定通知書(様式第2号)により、不適当であると認めたときは、その旨を新型コロナウイルス感染症の影響による魚津市国民健康保険税減免不承認通知書(様式第3号)により減免を受けようとする者に通知するものとする。

(減免の取消し)

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により保険税の減免を受けた者に対しては、直ちに当該減免を取り消すものとし、減免により免れた保険税を徴収するものとする。

2 前項の減免の取消しは、新型コロナウイルス感染症の影響による魚津市国民健康保険税減免取消通知書(様式第4号)により当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、保険税の減免の取扱いに関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第5条第1項に規定する減免の申請については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

対象保険税額	令和3年の主たる生計維持者の合計所得金額	減免割合
A × B / C A：当該世帯の全ての被保険者について算定した保険税額 B：主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得金額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額） C：当該世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者の令和3年の合計所得金額（第2条第2項ただし書きの規定による保険税の減免の場合は、非自発的失業者の保険税軽減制度による軽減後の所得を適用し算定した額）	300万円以下の場合	全部
	300万円を超え400万円以下の場合	10分の8
	400万円を超え550万円以下の場合	10分の6
	550万円を超え750万円以下の場合	10分の4
	750万円を超え1,000万円以下の場合	10分の2

新型コロナウイルス感染症の影響による魚津市国民健康保険税減免申請書

魚津市長あて

申請者（世帯主）

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

記号番号 _____

国民健康保険税の減免を受けたいので、魚津市国民健康保険税条例第20条第2項及び新型コロナウイルス感染症の影響による魚津市国民健康保険税の減免の特例に関する要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 主たる生計維持者	(申請者と異なる場合のみ記載してください。) 氏名 _____	
2 減免を受けようとする事由	<p><u>新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が次の事由に該当</u></p> <p><input type="checkbox"/> 死亡したため 死亡日： 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/> 重篤な傷病を負ったため 入院期間： 年 月 日 ~ 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/> 令和4年事業収入等の減少が見込まれるため ※以下の①～③の全てに該当する場合 ①事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが、令和3年中に比べて10分の3以上減少する見込みである（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額がある場合は収入に含める） ②令和3年中の所得の合計額が1,000万円以下である ③減少が見込まれる事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入に係る所得以外の令和3年中の所得の合計額が400万円以下である</p>	<p>添付書類</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 医師の診断書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 別紙「事業収入等の状況申告書」</p> <p><input type="checkbox"/> 令和3年及び令和4年の収入を証する書類</p>
3 減免を受けようとする保険税	年度 第 期 ~ 第 期	円
	年度 第 期 ~ 第 期	円

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

新型コロナウイルス感染症の影響による魚津市国民健康保険税
減免決定通知書

様

魚津市長

年 月 日付けで申請のありました 年度国民健康保険税の
減免について、下記のとおり決定したので通知します。

記

・ 承認 減免額 円

（審査請求及び行政訴訟に関する教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、魚津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、魚津市を被告として（訴訟において魚津市を代表する者は魚津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響による魚津市国民健康保険税
減免不承認通知書

様

魚津市長

年 月 日付けで申請のありました 年度国民健康保険税
の減免について、下記のとおり減免を不承認としたので通知します。

記

・ 不承認

（理 由）

（審査請求及び行政訴訟に関する教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、魚津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、魚津市を被告として（訴訟において魚津市を代表する者は魚津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響による魚津市国民健康保険税
減免取消通知書

様

魚津市長

年 月 日付けで申請のありました 年度国民健康保険税
の減免について、下記により取消しすることに決定いたしましたので通知し
ます。

記

- | | |
|---------------------------|---|
| 1 減免額 | 円 |
| 2 取消し後の賦課額
(納付すべき保険税額) | 円 |
| 3 取り消した理由 | |

(審査請求及び行政訴訟に関する教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、魚津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、魚津市を被告として（訴訟において魚津市を代表する者は魚津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。